現　場　説　明　書

工 事 名　滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事

（発注部局名） 滋賀医科大学施設課			
課　　長	課長補佐	係　　長	係　　員

1　工　　事　　名　滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事

2　工 事 場 所　滋賀県大津市瀬田月輪町（滋賀医科大学構内）

3　完 成 期 限　平成３１年　２月２８日（木曜日）

4　一 般 事 項

現場説明書の適用方法

(1)　・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

(2)　文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

(3)　═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5　施工に関する事項

(1)　工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2)　仮設物の設置等

①　仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

②　障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③　仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④　監督職員事務所

・設ける（　　号）　　⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規　模 （㎡）	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤　仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥　その他

工事用地周辺及び工事用車両の通行経路の美化に努めること。

工事車両の通行には常に安全に配慮すること。

附近の駐車場を運営しながらの工事となるため、運営や駐車場を利用する車の通行に支障がないような施工計画とすること。

(3)　工事用電力等

①　工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

②　工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙発電機による

・構内より分岐できる

③　工事用電話

・構外より引込む　　⊙携帯電話による

④　工事用給水

・構外より引込む　　⊙構内より分岐できる

・さく井する。　　・

⑤　工事用給水の引き込み位置は別図により、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。

⑥　工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦　その他

上下水道等の使用料は、滋賀医科大学会計課出納係に納入する。

(4)　工事写真等

①　工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　　分	大　き　さ	種　　類	組
~~敷地状況写真~~	~~キャビネ判~~	~~カ　ラ　ー~~	~~1~~
工　事　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1
完　成　写　真	キャビネ判	カ　ラ　ー	1

※　完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

~~②　完成建物等概要図書~~

~~完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。また、データをＣＡＤ入力し、ＤＸＦファイルで保存したＣＤ－ＲＯＭを提出すること。~~

③　その他

完成写真は、同一の場所を同位置の方向から撮影し、工事着手前と完成後の様子が明確になるようにする。また、完成写真のデータを提出すること。

Ａ３版縮小マイラー原図（１部）、Ａ３判縮小白焼き製本（６部）、Ａ１版原図白焼き製本（２部）を提出する。

(5)　その他

~~鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6　契約に関する事項

(1)　工事請負契約基準の運用

①　基準第３の規定による、

工事費内訳明細書　⊙提出する。　・提出しない。

工　　程　　表　⊙提出する。　・提出しない。

~~②　基準第25第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

~~③　基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④　基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤　天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2)　契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

①　契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は、国立大学法人滋賀医科大学会計課出納係に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

ウ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第40条第１項の規定により国立大学法人滋賀医科大学（以下「滋賀医科大学」という。）に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書

ア　当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。

イ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

ウ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第40条第１項の規定により滋賀医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

③　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア　債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関

である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ　保証書の宛名の欄には、国立大学法人滋賀医科大学長　塩田浩平と記載するように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ　保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は、工期を含むものとすること。

キ　保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

ク　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

ケ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第40条第１項の規定により滋賀医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

④　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、国立大学法人滋賀医科大学長　塩田浩平と記載するように申し込むこと。

ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ　保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ　保証期間は、工期を含むものとすること。

カ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

キ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第40条第１項の規定により滋賀医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ　保険証券の宛名の欄には、国立大学法人滋賀医科大学長　塩田浩平と記載するように申し込むこと。

エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ　保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ　保険期間は、工期を含むものとすること。

キ　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

ク　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第40条第１項の規定により滋賀医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3)　未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証を受けることを目的として、未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4)　下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した適切な下請契約を締結すること。

(5)　建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6)　監督職員の権限

文部科学省が定める工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7)　請負代金の支払

請負代金は、滋賀医科大学会計課出納係から　２回以内に支払うものとする。

(8)　請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の４」以内の額の前払金を請求することが出来る。ただし、その支払いは当該年度の工事出来高予定額の10分の４以内の額を当該年度に行う。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の２」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9)　かし担保

①　基準第39第2項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

②　基準第39第2項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア　建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ　雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10)　工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、請負業者賠償責任保険（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

①　保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

②　保険契約者

受注者とすること。

③　被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④　保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤　保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥　保険金請求者

受注者とすること。

⑦　保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧　特約条項

~~ア　同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~

イ　次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

(ｱ)　対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

(ｲ)　対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ｳ)　発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~(ｴ)　分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨　その他

ア　ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ　建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ　受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ　工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7　その他

(1)　工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録すること。

(2)　公共事業労務費調査への協力

6月及び10月に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳のつくり方」によること。

(3)　建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ま

た、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4)　工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための処置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文科施第370号文教施設企画部長通知）による工事成績評定の対象工事である。

(5)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①　本学が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)~~［設計・コンサルティング業務(以下「発注業務」という。)］~~において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という)による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと。

②　①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③　発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

~~(6)　ワンデーレスポンスの実施について~~

本工事は、ワンデーレスポンス(※)実施対象工事である。

※　ワンデーレスポンス

受注者からの質問、協議に対して、発注者は基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものである。

(7)　質疑応答

入札説明書による。

~~②　現場説明会を実施する場合~~

~~質疑の提出：書面により平成　　年　　月　　日　　時までに　　大学　　部（課）　　係へ提出する。~~

~~回　　答：平成　　年　　月　　日　　時~~

~~回答場所：　　大学　　部（課）　　係~~

~~なお，質疑の有無にかかわらず，質疑書を提出し，回答日時には必ず出席すること。~~

~~回答場所：~~

~~なお、質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。~~

(8)　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の1.から3.の全てを実施することとする。

なお本項に規定しない事項は「工事写真撮影要領(文部科学大臣官房文教施設企画部参事官)」に準ずる。

1.必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「http://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

2.デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することは差し支えない(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される)。

3.小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

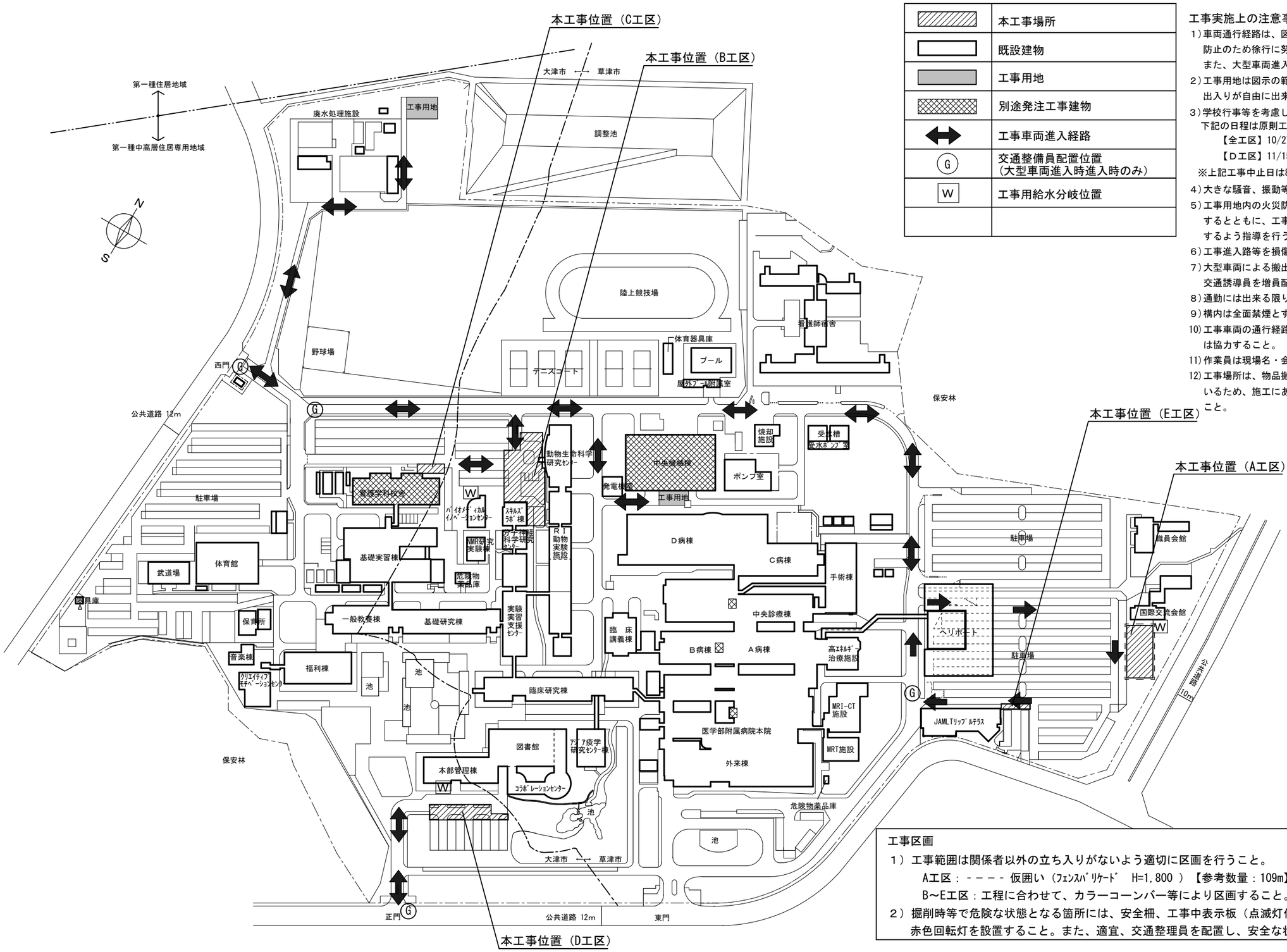

凡　例

	本工事場所
	既設建物
	工事用地
	別途発注工事建物
	工事車両進入経路
G	交通整備員配置位置（大型車両進入時進入時のみ）
W	工事用給水分岐位置

工事実施上の注意事項

1）車両通行経路は、図示の通りとし、構内通行の安全及び騒音防止のため徐行に努めること。
　また、大型車両進入時は交通整理員を配置すること。
2）工事用地は図示の範囲とし、危険防止のため、関係者以外の出入りが自由に出来ないようにすること。
3）学校行事等を考慮して工事計画を立てること。
　下記の日程は原則工事禁止日とする。
　　【全工区】10/27.28　11/10.11　12/4.15　1/19.20　2/25.26
　　【Ｄ工区】11/15～21
　※上記工事中止日は8/10現在のものであり、変更の可能性がある。
4）大きな騒音、振動等が生じる作業が発生しない計画とすること。
5）工事用地内の火災防止のため、適切な数量の消火設備を配置するとともに、工事関係者に対し、火気の取扱いに十分注意するよう指導を行うこと。
6）工事進入路等を損傷した場合は、現状に復帰すること。
7）大型車両による搬出入が頻繁に行われる作業日については、交通誘導員を増員配置し、第三者災害の防止に努めること。
8）通勤には出来る限り公共交通機関を利用すること。
9）構内は全面禁煙とする。
10）工事車両の通行経路及び交通整理員で他工事と関係する場合は協力すること。
11）作業員は現場名・会社名を明記した腕章を付けること。
12）工事場所は、物品搬入やごみ収集車等の進入経路と重なっているため、施工にあたり交通の妨げにならないよう配慮すること。

工事区画

1）工事範囲は関係者以外の立ち入りがないよう適切に区画を行うこと。
　A工区：－－－－ 仮囲い（ﾌｪﾝｽﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ　H=1,800 ）【参考数量：109m】
　B～E工区：工程に合わせて、カラーコーンバー等により区画すること。
2）掘削時等で危険な状態となる箇所には、安全柵、工事中表示板（点滅灯付）を、夜間は保安灯及び赤色回転灯を設置すること。また、適宜、交通整理員を配置し、安全な状態を確保すること。

構内配置図 S=1/2500

滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事
現場説明書別図１